



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

令和6年版「東日本大震災からの 復興の状況に関する報告」 (国会報告)の概要

令和6年12月

国会報告の位置づけ・令和6年版の構成

国会報告の位置付け

- ・「東日本大震災復興基本法」に基づき、政府として毎年、震災からの復興の状況を国会に報告するもの
(今回は、令和5年10月～令和6年9月の間の状況を中心にとりまとめ)
 - ・「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定、令和6年3月19日変更)のフォローアップを兼ねる
- ※国会報告後、「令和6年版 東日本大震災復興白書」として公表する

令和6年版の構成

第1部 特集 (TOPICS)

- I 特集① 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域における復興・再生に向けた取組
- II 特集② 福島国際研究教育機構 (F-REI) の取組状況

第2部 復興の現状と取組

- I 復興の歩みと直近の動向
 - 1 これまでの復興の歩み
 - 2 直近1年間の主な動向

※3県の現地復興レポート(各復興局作成)も掲載
- II 地域・分野ごとの状況
 - 1 地震・津波被災地域
 - 2 原子力災害被災地域
 - 3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信
 - 4 復興を支える仕組みと予算・決算

第1部 特集（TOPICS）①

I 特集① 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域における復興・再生に向けた取組

1 特定復興再生拠点区域について

○ 制度の背景

- ・ 原発事故による住民の避難措置として、線量水準に応じ、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」を設定
- ・ 除染やインフラ整備等の進展に伴い、「居住制限区域」は平成31年4月までに、「避難指示解除準備区域」は令和2年3月までに避難指示が解除
- ・ 平成29年5月19日の福島特措法の改正により、帰還困難区域において、5年を目途に避難指示解除による住民の帰還を目指す「特定復興再生拠点区域」制度を創設

○ 制度の概要

- ・ 特定避難指示区域市町村の長が避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定
- ・ 認定された計画に基づき、各事業主体が連携して、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に取り組み、円滑かつ確実な帰還環境の整備を実現することを目指す

○ 特定復興再生拠点区域復興再生計画について

- ・ 平成29年から平成30年にかけて、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の6町村において特定復興再生拠点区域復興再生計画が作成され、内閣総理大臣が認定
- ・ 計画に基づく除染やインフラ整備等の取組により、令和5年11月までに、6町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示が解除

○ 各自治体の取組

- ・ 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村における取組状況を紹介

第1部 特集（TOPICS）①

2 特定帰還居住区域について

○制度の背景

- ・ 特定復興再生拠点区域外について、帰還を望む住民からの「元居た場所で生活を再開したい」等の声や地元自治体からの避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望
- ・ 2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていく方針を決定（令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）
- ・ 福島特措法の改正（令和5年6月9日）により、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」制度を創設

○制度の概要

- ・ 特定避難指示区域市町村の長が区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣が認定
- ・ 認定された計画に基づき、国による除染等の実施や道路・上下水道等のインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を推進

○特定帰還居住区域復興再生計画について

- ・ 令和6年4月までに、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において「特定帰還居住区域復興再生計画」が作成され、内閣総理大臣が認定

○特定帰還居住区域における取組

- ・ 認定された計画に基づき、4町において順次、環境省による除染等を開始
- ・ 引き続き、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を推進

3 総括

- ・ 特定復興再生拠点区域については、避難指示解除後も引き続き、買物、医療、介護等の生活環境整備を進めていく
- ・ 特定帰還居住区域については、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を着実に進めていく

第1部 特集（TOPICS）②

I 特集② 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組状況

1 研究開発の加速と研究体制の整備

- F-REIの研究開発の基本となる5分野： ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の収集・発信
- 令和5年度の研究課題例： 困難環境下でのロボット・ドローン活用促進、土地利用型農業における超省力生産技術、水素エネルギーネットワークの構築、RI（放射性同位元素）で標識した診断・治療薬
- 将来的に50程度の研究グループによる研究体制を目指す

2 産業化に向けたネットワークの構築やシーズ・ニーズの把握

- イノベーションエコシステムの構築を目指したネットワークづくりや地域のシーズ・ニーズの丁寧な把握及び認知度向上
 - ・ 企業・団体、大学、地方公共団体等の参加による「F-REI産学官ネットワーク・セミナー」の開催（令和5年10月）
 - ・ 「市町村座談会」を開催し、F-REI役員等と市町村長、住民、企業等との対話を通じた多様なシーズやニーズの把握
 - ・ F-REIに対する親しみと関心を高めるため、F-REIロゴマークを公募し決定（令和6年1月）
 - ・ エフレイフォーラムを開催し、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野の活動及び成果を発信（令和6年2月）

3 人材育成の推進

- 立地地域等において様々な分野の研究者や技術者を育成する体制の構築と輩出された人材による復興のリード
 - ・ 東北大学医学系研究科への連携講座設置に関する協定締結（令和6年3月）
 - ・ 福島県内の大学生・高校生等を対象とした最先端科学技術の魅力等に関する講義「F-REIトップセミナー」の実施
 - ・ 福島県内の「小中学生等を対象とした科学実験教室「F-REIサイエンスラボ」の実施

第1部 特集 (TOPICS) ②

4 司令塔機能のさらなる充実等

○F-REIは、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担う（「新産業創出等研究開発基本計画」（令和4年8月26日内閣総理大臣決定））

- ・ 「新産業創出等研究開発協議会」を組織し、令和6年8月までに3回の会合を開催したほか、協議会の下に研究開発等ワーキンググループや広域連携ワーキンググループを設置・開催

○各研究開発分野における研究の加速や総合調整を図る観点から、既存施設の統合及び予算を集約

- ・ 福島ロボットテストフィールドのF-REIへの統合について、福島県との間で基本合意書を締結（令和6年6月）
- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同センター（CLADS）及び国立研究開発法人国立環境研究所（NIES）福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究に係る部分のF-REIへの統合に向けて、福島県、JAEA及びNIESと基本協定等を締結（令和6年7月）
- ・ 「農林水産分野の先端技術展開事業」（農林水産省所管）及び「被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業」（経済産業省所管）のF-REIへの予算集約（令和5年度から）

5 世界に冠たる研究機関としての国際展開

○国際的なネットワークの形成や国際的なプレゼンスの向上に向けた取組

- ・ 国際アドバイザー（海外の著名研究機関の長等の経験者）との意見交換
- ・ 米国パシフィック・ノースウェスト国立研究所（PNNL）との共同研究等に向けた協力覚書の署名（令和6年10月）

6 施設基本計画の策定

- ・ 施設整備のコンセプト等の設計条件を盛り込んだ「福島国際研究教育機構の施設基本計画」（令和6年1月30日復興大臣決定）を策定

7 生活環境の充実

○F-REIの活動に参画する国内外の研究人材等を福島浜通り地域等に集積

- ・ 民間の最先端の知見や技術、ノウハウを活用し、官民共創型で生活環境改善の実証事業に取り組む「浜通り復興リビングラボ」を実施（令和5年度から）

第2部 復興の現状と取組①

I 復興の歩みと直近の動向

1 これまでの復興の歩み

震災発生からこれまでの取組等の流れや、現状・方向性等を総括的に記載

2 直近1年間の主な動向

○ 令和5年10月～令和6年9月の間の主な取組等を記載（主な記載内容は以下のとおり）

【主な記載内容】

- ・「大阪・関西万博復興ポータルサイト」の公開（令和5年12月）
- ・「福島国際研究教育機構の施設基本計画」の策定（令和6年1月）
- ・特定帰還居住区域復興再生計画の内閣総理大臣認定
浪江町（令和6年1月） 大熊町（変更・令和6年2月） 富岡町（令和6年2月）
双葉町（変更・令和6年4月）
- ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更（令和6年3月）
- ・福島ロボットテストフィールドのF-REIへの統合に関する基本合意書の締結（令和6年6月）
- ・「地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括」の報告（令和6年8月）
- ・福島第一原子力発電所2号機燃料デブリの試験的取り出しの着手（令和6年9月）
- ・国際原子力機関（IAEA）が除去土壌に関する報告書を取りまとめ（令和6年9月）

○ 岩手県・宮城県・福島県の「現地復興レポート」（各復興局作成）を掲載

第2部 復興の現状と取組②

Ⅱ 地域・分野ごとの復興の状況

1 地震・津波被災地域

- (1) 被災者支援（避難者等の状況、「被災者支援総合交付金」によるコミュニティ形成支援や心のケア等の取組等）
- (2) 住まいとまちの復興（住宅再建・復興まちづくり、造成地や移転元地等の利活用促進、公共インフラ等の構築等）
- (3) 産業・生業の再生（グループ補助金による施設復旧、新ハズオン支援事業等による販路開拓等の支援等）
- (4) 観光の復興（福島県における観光関連復興支援事業、ブルーツーリズム推進支援事業）
- (5) 「新しい東北」の創造（官民連携推進協議会、顕彰による情報発信等）
- (6) 地方創生との連携強化（地方創生施策をはじめとする政府全体の施策の総合的な活用）

2 原子力災害被災地域

- (1) 現状と取組の方向性（中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生に向けて取り組む）
- (2) 事故収束（廃炉・廃棄物汚染水・処理水対策）（安全かつ着実な実施、進捗状況・放射線データ等の情報発信等）
- (3) 環境再生（面的除染、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入、最終処分に向けた取組等）
- (4) 避難指示解除（特定復興再生拠点区域の避難指示解除、特定帰還居住区域における取組等）
- (5) 帰還・移住等の促進、生活再建等（被災者支援、教育・医療・介護・福祉、損害賠償、移住・定住等の促進等）
- (6) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等（ロボットテストフィールドでの実証事業等、福島新エネ社会構想等）
- (7) 福島国際研究教育機構（F-REI）（F-REI設立の経緯、位置づけ・役割、組織体制）
- (8) 事業者・農林漁業者の再建（官民合同チーム、企業立地支援、営農再開、森林・林業の再生、漁業の再生等）
- (9) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進（風評対策タスクフォース、福島県産品の新たな販路開拓等）

3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信

- (1) 復興に係る広報（ホームページ・SNS等の活用等）
- (2) 「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信
- (3) 震災の記憶と教訓の後世への継承（能登半島地震の被災自治体に東日本大震災からの復興に係る知見を提供等）

4 復興を支える仕組みと予算・決算

- (1) 復興を支える仕組み（復興特区、福島再生加速化交付金等）
- (2) 予算・決算